

令和元年度計画のポイント (令和元年6月27日開催)

第4期中期目標・中期計画（令和元年～令和5年度）の概要

奨学金事業

◎貸与型奨学金

- 適切な審査に基づき奨学金貸与事業を的確に実施
- 適切な適格認定を実施
- 債権の適切な管理及び返還金の確実な回収
 - ・**総回収率**を中期目標期間中に**91.4%以上**にする
 <第3期の指標：83%,平成30年度末実績：88.3%>
 - ・**当年度分回収率**を中期目標期間中に**97.3%以上**にする
 <第3期の指標：96%,平成30年度末実績：97.0%>
 - ・**要返還債権数に占める3ヶ月以上延滞債権数の割合**を中期目標期間中に**10%以上改善**
 <新規の指標,平成30年度末の実績値：3.56%>
 - ・**要返還債権額に占める3ヶ月以上延滞債権額の割合**を**3.26%以下**
 <新規の指標,平成30年度末の実績値：3.40%>
- 機関保証制度について,適切な情報提供,代位弁済となる対象債権の確実な請求,制度の将来にわたる収支の健全性の検証等を実施
- 減額返還・返還期限猶予等,セーフティネットの適切な運用
- 所得連動返還方式について,適切な情報提供や,対象者の増加に対応しつつ,効率的に運用

◎給付型奨学金 ※「大学等における修学の支援に関する法律」の成立に伴い変更の見込み

- 給付奨学生の募集,選考,学資の支給等を的確に実施
- 適切な適格認定を実施

◎奨学金事業に共通する事項の実施

- スカラシップ・アドバイザー等の活用により,正確でわかりやすい情報の提供に努めるとともに,**コールセンター機能を充実**させる等,奨学金制度の周知及び広報を充実
- 返還意識の涵養に向けた指導のため,学校との連携を強化
- 奨学金の給付及び貸与の効果の把握・検証のための具体的方策や,給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築するための方策を国と連携して検討**

留学生支援事業

◎外国人留学生に対する支援

- 日本留学に関する情報提供等の充実
- 日本留学試験の適切な実施
 - ・日本留学試験を利用した**渡日前入学許可実施校数が2018年度実績値を上回る**
 <新規の指標,平成30年度末現在:181校>
 - ・効率的な運営により,収支の均衡に努める
- 日本語教育センターにおける,きめ細かく質の高い教育の実施
 - ・卒業予定者への教育内容等に係る満足度調査において回答者の80%以上から肯定的な評価を得る
 <平成30年度末評価実績
 4段階：東京94.3%,大阪100%
 5段階：東京90.8%,大阪100%>
 - ・**評価に際し,大学等への進学率や日本語習熟度等の客観的要素を考慮**
- 優秀な外国人留学生に対する学資金の支給等
- 東京国際交流館,兵庫国際交流会館について,収支改善を図りつつ,国際交流の拠点として活用
- 卒業・修了後の支援
 - ・国内での就職を希望する**外国人留学生への就職支援**
 - ・**機構と日本留学経験者とのつながりを維持するためのネットワークを整備**

◎日本人留学生に対する支援

- 海外留学に関する情報提供等の充実
 - ・**イベント実施及び他機関が実施するイベントへの協力回数が前中期目標期間中の件数を上回る**
 <新規の指標。前期の実績：125回>
- 学資金の支給
 - ・トビタテ！留学JAPAN 2020年までに1万人派遣
 - ・**当該施策で得た経験を海外留学支援制度で活用**

学生生活支援事業

◎学生生活,学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供

- 大学等の学生生活状況に関する調査,分析,**戦略的な情報提供**
- 大学等における学生支援の調査及び先進的取組や喫緊の課題に関する情報提供

◎障害のある学生等に対する支援

- 大学等における支援体制の**全体的な底上げ**を図る
- 修学支援に関する実態調査を通じた問題の把握・分析・情報提供を総合的に実施

◎キャリア教育・就職支援

- 産学協働による**教育的効果の高いインターンシップ推進**のための支援の実施

業務運営の効率化,財務,その他業務運営に関する重要事項

- ◎ 2018年度比で一般管理費（公租公課及び土地借料を除く）16%以上,業務経費（奨学金貸与業務,新規追加業務に係るものを除く）9%以上削減
- ◎ **学生支援に関する調査・分析・研究**を若手研究者等の活用を図りつつ実施
- ◎ 内部統制・ガバナンスの強化
- ◎ 寄附金募集に係る広報の取組を強化し**一層,寄附金獲得を拡大** 被災した学生,留学生等への支援金の支給等,寄附金事業を適切に実施
- ◎ **SNSやウェブ動画等を活用し,機構の事業や運営に関する広報**を充実

令和元年度計画の概要

奨学金事業

◎貸与奨学金

・修学を行ううえで真に必要な額の貸与となるよう周知を行い、平成30年度までに見直した貸与基準に基づき適切な審査を行う。
・今中期目標期間中の貸与奨学金の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率や貸与奨学金の要返還債権数や要返還債権額に占める3か月以上延滞債権の割合にも留意のうえ、総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を今中期目標期間中に91.4%以上とする。

【具体的な取組】延滞債権の回収業務のサービサーへの委託。延滞債権に対する法的処理の計画的な実施。

・保証制度についての理解を促すため、配布書類等を活用して、学生や学校担当者等に対して適切に情報提供、周知を行う。
・所得連動返還方式について、返還者等の所得に連動した返還月額の算定を確実に実施する。

◎給付奨学金

・高等学校等及び大学等との連携を図りつつ、給付奨学生の募集、選考及び真に支援を必要とする者への奨学金の給付等を的確に実施する。なお、実施にあたっては、ホームページや関係資料を通じた適切な情報提供を行う。

◎奨学金事業に共通する事項の実施

・奨学金制度の理解を深め、奨学金の正しい利用に資するため、正確でわかりやすい情報の提供に努める。特に、進学のための資金計画を含めた奨学金の利用について理解を促進するため、スカラシップ・アドバイザーの派遣を推進し、奨学金制度の概要、手続の詳細について照会に対応できるよう、コールセンター機能の充実を図る。

留学生支援事業

◎外国人留学生に対する支援

・日本留学情報サイト等の活用により、広く一元的に発信を行う。
・日本留学試験の今後の在り方について、国内の大学等の試験結果の利用促進に資する方策等を検討し渡日前入學許可実施校数の増加に努める。
・日本語教育センターの教育について、進学率や日本語レベルの伸長率に留意のうえ、満足度調査において回答者の80%以上から肯定的な回答を得る。
・海外留学支援制度（協定受入）等において、グローバル化の取組を積極的に進める大学等に対して、奨学金の採用枠を重点的に配分する。
・東京国際交流館及び兵庫国際交流会館について、**東京オリンピック・パラリンピック活動への協力等**を通じて、交流拠点の活用と機能強化を行う。
・国内で活動する**各国の留学生会の活動状況等を把握し、各留学生会が集う機会を提供する等、日本留学経験者とのネットワークの整備**に取り組む。

◎日本人留学生に対する支援

・「トビタテ！留学JAPAN」2020年度までに派遣人数1万人の目標達成に向けて努める。
・海外留学支援制度（学部学位取得型）において、**国費による支援を受ける留学生としての自覚を促す等、事前オリエンテーションを実施**する。

学生生活支援事業

◎学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供

・「学生生活調査」の結果について専門家の協力を得て分析し、情報提供を行うとともに「大学等における学生支援の取組状況に関する調査」を実施する。

・新規事業として、対応が求められるテーマの**プロジェクト研究**を実施する。

◎障害のある学生等に対する支援

・大学等における障害のある学生に対する支援体制全体の底上げを図るため、**体制整備が進まない大学等に対して、理解促進・普及啓発を図る事業**を実施する。

・国が実施する「プラットフォーム形成事業」の成果を公表し、普及に努める。

◎キャリア教育・就職支援

・大学等の行う**教育的効果の高いインターンシップが推進されるよう、産業界へ理解・啓発を促す**。

業務運営の効率化、財務、その他業務運営に関する重要事項

◎学生支援に関する調査・分析・研究の実施

・機構や国の施策等に反映させるため、**学生生活調査、奨学事業実態調査、外国人留学生在籍状況調査、若手研究者等を活用した公募による調査研究（JASSOリサーチ）等を実施**する。

◎寄附金事業の実施

・寄附金募集に係る広報の取組を強化することによって一層の寄附金獲得拡大を図り、これを元に寄附金事業を適切に実施する。

◎広報・広聴の充実

・平成30年度に実施した広聴モニター等の結果について公表を行うとともに、各事業における業務及び情報提供の改善に活用する。

◎施設及び設備に関する計画

・業務継続性と安全性の確保、業務効率の向上等の観点を踏まえ、**市谷事務所再開発整備に向けて策定した基本計画に基づき、基本設計に必要な諸条件の整理**に取り組む。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

年度計画（平成31年3月29日届出）

教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として重要な奨学金事業を実施する。

（1）貸与奨学金

① 奨学金の的確な貸与

意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難である者が進学等を断念することがないように、適切な審査に基づき、真に支援を必要とする者に奨学金を貸与する。

修学を行ううえで真に必要な額の貸与となるよう周知を行い、平成30年度までに見直した貸与基準に基づき適切な審査を行う。

また、収入基準については、奨学生の生活実態や家計の実態等について最新のデータを基に奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ調査・分析を行い、その結果を踏まえ、見直しに取り組む。

② 適格認定の実施

大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の貸与を受けて修学している者としての自覚を一層促し、あわせて奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行う等、適切な適格認定を実施する。

また、継続的に不適切な認定を行った学校に対して、引き続き再発防止策を実施する。

年度計画（平成31年3月29日届出）

（1）貸与奨学金（続き）

③ 債権の適切な管理及び返還金の確実な回収

ア. 回収の取組

今中期目標期間中の貸与奨学金の**当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率**や貸与奨学金の**要返還債権数や要返還債権額に占める3か月以上延滞債権の割合**にも留意のうえ、**総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）**を中期目標期間中に**91.4%以上**とする。

具体的な回収に向けた取組として、以下の施策を推進する。

（ア）初期延滞債権について、延滞3ヶ月までは架電や文書送付等の督促を行い、**原則として、延滞4ヶ月以降は延滞債権回収業務をサービサーに委託**する。回収業務委託の結果、延滞解消または法的処理の対象とならない債権については、引き続き回収業務を委託する。

（イ）**延滞2年半以上となっている中長期の延滞債権について、回収業務をサービサーに委託**する。

（ウ）**延滞債権に対する法的処理については、計画的に実施**する。

（エ）無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調査の徹底を図る。

（オ）延滞者の多重債務を防止するため、個人信用情報機関を活用する。

＜参考＞中期目標における各評価指標			
評価指標 関連指標	第3期 目標値	平成30年度 実績値	第4期 目標値
総回収率 (1-3)	83%	88.3%	91.4%
当年度分 回収率 (1-A)	96%	97.0%	97.3%
3ヶ月以上延滞債権数の割合 (1-B)	(新規)	3.56%	10%以上改善
3ヶ月以上延滞債権額の割合 (1-C)	(新規)	3.40%	3.26%以下

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

年度計画（平成31年3月29日届出）

（1）貸与奨学金（続き）

イ. 返還金回収状況の把握と分析

返還金の回収状況について、貸与規模等の影響も考慮しつつ、定量的な把握・分析を実施するとともに、次年度の取組を効果的に行うため、外部有識者を交え、返還促進方策の効果等を検証する。

また、前年度の検証結果に基づき必要な改善を図る。

④ 機関保証制度の運用

奨学金の申込や採用の段階から保証制度についての理解を促すため、配付書類等を活用して学生や学校担当者等に対して適切に情報提供、周知を行う。

機関保証制度の運用においては、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。

また、同制度が円滑に機能するよう、文部科学省や外部有識者等を含む委員会において、将来の事業コストを含む保証機関による事業計画等を踏まえ、その実効性や妥当性も含めて制度の将来にわたる収支の健全性を検証する。

⑤ 減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用

減額返還・返還期限猶予制度の周知や理解を深めるための取組を行い、延滞防止につなげるとともに、適切な制度運用を図る。

また、返還免除に関しても制度の適切な運用を図り、優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度に関しても、学識経験者からなる認定委員会の審議を経て、適切に運用する。

⑥ 所得連動返還方式の運用

学生等に対して返還方式に関する情報を配付書類等の各種媒体を活用して適切に提供、周知するとともに、対象者の増加に対応しつつ効率的な運用に努める。

また、返還者等の所得に連動した返還月額算定の算定を確実に実施する。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

年度計画（平成31年3月29日届出）

（2）給付奨学金

① 奨学金の的確な給付

意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が極めて困難である者の進学等を後押しするため、高等学校等及び大学等との連携を図りつつ、給付奨学生の募集、選考及び真に支援を必要とする者への奨学金の給付等を的確に実施する。

なお、事業の実施にあたっては、機構ホームページや関係資料を通じて学生等及び学校担当者への適切な情報提供を行う。

② 適格認定の実施

大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の給付を受けて修学している者としての自覚を一層促すための指導を行う等、適切な適格認定を実施する。

（3）奨学金事業に共通する事項の実施

① 奨学金制度の周知及び広報の充実

学生等や保護者、返還者等に対し、奨学金制度の理解を深め、奨学金の正しい利用に資するため、説明会の開催、インターネット等を活用した広報により、正確でわかりやすい情報の提供を行う。

特に、進学のための資金計画を含めた奨学金の利用について生徒や保護者等の理解を促進するため、高等学校等へのスカラシップ・アドバイザーの派遣を推進する。

また、奨学金制度の概要、手続の詳細について、奨学金を希望する学生、保護者、返還者等からの照会に対応できるよう、**コールセンター機能の充実**を図る。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

年度計画（平成31年3月29日届出）

（3）奨学金事業に共通する事項の実施（続き）

② 学校との連携強化

奨学生としての自覚を促すため、奨学生に対する指導を大学等と連携して進める。

特に、採用時、継続時、返還開始前の奨学金手続上重要な節目において、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求める。

また、大学等の担当職員を対象として奨学金業務に関する研修会を開催するとともに、大学等に対して返還金回収方策の広報、周知を図る。

なお、学校毎の貸与及び返還に関する情報の公開については、大学等が確実かつ効果的に奨学生に対する指導を行うため等の情報提供の一環として適切に行う。

③ 効果検証方策等の検討

奨学金の給付及び貸与が奨学生等に与える効果の把握・検証のための具体的方策について検討を行うとともに、**給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築し、寄附金獲得の拡大等を図るための方策について検討**を行う。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

年度計画（平成31年3月29日届出）

「留学生30万人計画」、「日本再興戦略」、「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）等の国の戦略を踏まえ、以下の事業を推進し、外国人留学生に対する支援については、関係府省庁や独立行政法人、大学等の関係機関との一層の連携の下、留学前から卒業（修了）後のフォローアップまでの一貫した外国人留学生支援を実施する。また、日本人留学生に対する支援については、意欲と能力のある日本人生徒・学生の海外留学を促進し、グローバルに活躍する人材の育成に資するため、海外留学への機運醸成や学資金支給事業に取り組む。

（1）外国人留学生に対する支援

① 日本留学に関する情報提供等の充実

日本留学情報サイト等の活用により、留学前、留学中及び卒業（修了）後のキャリアパス等、日本留学の魅力に関する情報について、広く一元的に発信を行うとともに、政府機関、大学等関係機関との連携を強化し、関係機関からの積極的な情報提供を促す。

さらに、日本留学に関する情報を日本留学希望者に直接提供する方策として、日本留学フェア等の説明会を開催する。また、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。

受託事業である日本留学海外拠点連携推進事業においては、海外拠点運営大学等と連携し、現地のニーズに適した情報の共有を行うとともに、政府関係機関と連携体制を整え、ネットワークを形成する。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

年度計画（平成31年3月29日届出）

（1）外国人留学生に対する支援（続き）

② 日本留学試験の適切な実施

試験監督の厳正化等試験実施の公平性、信頼確保に努めるため、適正な試験問題作成及び点検を行うとともに、実施体制等について大学等の意見聴取を行い、質の向上を図る。

なお、試験の実施に当たっては、事業の収支を適切に把握するとともに、受験料の改定等による収入の増及び費用の縮減について検討を行い、逐次実施する。

前中期計画期間中に検討を開始した、日本留学試験の今後の在り方については、結論が得られた事項から反映、実施に着手するとともに、引き続き、渡日前入学許可など国内の大学等の試験結果の利用促進に資する方策や海外における試験実施国・都市の在り方を検討することにより、日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数の増加に努める。

<参考>中期目標における数値目標
日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数が、
平成30年度実績値を上回る
(参考)渡日前入学許可実施校数
平成30年度末現在:181校

③ 日本語教育センターにおける教育の実施

国の留学生政策に柔軟に対応し、人材育成の観点から国際貢献に資するため、以下の施策を実施する。

ア. 留学生及び派遣国等の多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実践する。カリキュラム・教材開発を行い、日本語教育機関と高等教育機関との研究協議会を開催する。また、外国人の現職日本語教員に対する研修及び教材の提供等を推進する。

東京日本語教育センターと大阪日本語教育センターの連携を強化し、効果的・効率的な事業の実施を推進する。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

年度計画（平成31年3月29日届出）

（1）外国人留学生に対する支援（続き）

イ. 国費留学生や外国政府派遣留学生の積極的な受入れを図る。

ウ. **大学等への進学率や日本語レベルの入学時からの伸長率**に留意のうえ、卒業予定者に、教育内容等に係る満足度に関する調査を行い、回答者の80%以上から肯定的な評価を得られるようにし、その調査結果を踏まえ業務の改善を図る。

<参考> 中期目標における数値目標
大学等への進学率や日本語レベルの入学時からの伸長率に留意のうえ、卒業予定者への教育内容等に係る満足度に関する調査において回答者の80%以上から肯定的な評価を得る

(参考) 日本語教育センターの教育内容に関する満足度調査
平成30年度末実績(4段階評価)
・東京:94.3% ・大阪:100%

④ 学資金の支給等

大学等の教育のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組推進の観点から、優秀な外国人留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金の支給等を行う。

なお、各制度の実施に当たっては、以下の取組を行う。

ア. 国費外国人留学生への学資金の支給等においては、国や大学等と連携して適切に実施する。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

年度計画（平成31年3月29日届出）

（1）外国人留学生に対する支援（続き）

イ. 留学生受入れ促進プログラムによる私費外国人留学生に対する文部科学省外国人留学生学習奨励費については、国の施策等に基づき、各大学等のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組状況に応じて、重点的に配分する。また、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準を厳格に運用し、推薦依頼・採用を行う。

ウ. 海外留学支援制度（協定受入）においては、グローバル化の取組を積極的に進める大学等に対して、奨学金の採用枠を重点的に配分する。

エ. 留学生借り上げ宿舍支援事業については、留学生受入れ促進プログラム等と連携しつつ、適切に実施する。

⑤ 宿舍の支援及び交流促進

東京国際交流館及び兵庫国際交流会館については、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として、より多くの大学等の優秀な国内外の学生等が民間に比して低廉な使用料（館費）で共に居住する宿舍の提供、居住経験者の大学等の枠を超えた同窓会組織の支援、居住者以外の学生及び地域の交流等、国際交流の拠点としての取組を行うこととし、国際塾、交流研究発表会及び就職セミナーなどの国際交流事業を実施するとともに、**東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた活動への協力等**を通じて、交流拠点の活用と機能強化を行う。

また、外国人留学生と日本人学生、地域住民等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業を実施する。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

年度計画（平成31年3月29日届出）

（1）外国人留学生に対する支援（続き）

⑥ 卒業・修了後の支援

国内での就職を希望する外国人留学生に対する就職支援として、**大学等の教職員等を対象としたガイダンスや、外国人留学生を対象とした日本企業への就職に関する情報提供を外国人雇用サービスセンター等の関係機関等と連携**して行う。

受託事業である日本留学海外拠点連携推進事業においては、政府関係機関と連携し、大学等における外国人留学生の就職に関する情報を収集し提供する。

帰国外国人留学生に対して、留学効果の向上に資する支援プログラムとして、帰国外国人留学生短期研究制度及び帰国外国人留学生研究指導事業を実施するほか、メールマガジンを発行して外国人留学生にとって有益な、機構の留学生支援事業に関する情報、助成金団体等の情報、就職関係情報など様々な情報を提供する。

また、国内で活動する**各国の留学生会について、その活動状況等を把握するとともに、各留学生会が集う機会を提供する等により、日本留学経験者とのネットワークの整備**に取り組む。

（2）日本人留学生に対する支援

① 海外留学に関する情報提供等の充実

留学情報の収集・整理を行い、海外留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を充実するため、「海外留学支援サイト」を適切に運営する。また、海外留学フェア等の説明会を開催するとともに、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行うこととし、**イベント実施及び他機関の実施イベントへの協力回数の増加に努める。**

＜参考＞中期目標における数値目標
イベント実施及び他機関が実施するイベントへの協力回数が
前中期目標期間中の件数を上回る

（参考）イベント実施・協力件数
・第3期中期目標期間：125回

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

年度計画（平成31年3月29日届出）

（2）日本人留学生に対する支援（続き）

② 学資金の支給

海外の大学等において、大学間交流協定等に基づく交流を行う日本人留学生及び学位取得を目指す日本人留学生に対し、奨学金支給業務を円滑に実施する。

また、海外留学支援制度（協定派遣）においては、留学期間の長期化を促す取組の実施に加え、第3期教育振興基本計画等の政府方針を踏まえ、グローバル人材育成支援にあたり、帰国後に学位取得目的の長期留学につながるような短期留学への取組や、短期留学の成果を定着させるための取組を行うプログラム等に対して重点的な支援を行うための方策について検討する。海外留学支援制度（大学院学位取得型）及び海外留学支援制度（学部学位取得型）について、様々な関係機関に奨学金制度を周知する等、効果的な周知の実施に努める。

海外留学支援制度（学部学位取得型）において、**国費による支援を受ける留学生としての自覚を促すとともに、諸外国（地域）で長期間滞在する上で必要な情報や知識を伝えることを目的とする事前オリエンテーションを実施**する。

官民協働留学支援策制度「トビタテ！留学JAPAN」については、日本人留学生の選考、支給事務及び留学前後の研修等を円滑に実施し、意欲と能力のある日本人留学生の海外留学を促進するとともに、2020年度の派遣人数1万人の目標達成に向けて努める。なお、実施に当たっては、個人及び民間企業等からの寄附金を募り、計画的に運営する。

さらに、個人の主体的な留学、実践活動や事前・事後研修等を行うプログラムに対する支援を**海外留学支援制度で実施するための方策について「トビタテ！留学JAPAN」の施策で得た経験を活用**しつつ、検討する。

<参考>中期目標における数値目標

「トビタテ！留学JAPAN」について、派遣人数1万人の目標達成に向けて努める

（参考）平成30年度までの派遣人数：5,993人

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

年度計画（平成31年3月29日届出）

3 学生生活支援事業

機構は、「第4次障害者基本計画」（平成30年3月30日閣議決定）、「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）、「未来投資戦略」等を踏まえ、大学等における学生生活支援において、政策上特に重要性の高いものや、大学等の取組が不十分なものについて、問題の把握・分析、先進的取組の共有等の取組を行うとともに、総合的な情報提供の充実に努める。

また、有識者による戦略的な会議を設置し、学生生活支援事業に関連する総合的政策課題についての戦略的な議論を行い、その内容を踏まえ、適切に業務を推進する。

（1）学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供

平成30年度に実施した「学生生活調査」の結果について、専門家の協力を得て分析し、情報提供を行う。なお、試行的に実施した「高等専門学校生生活調査」及び「専修学校生生活調査」の結果についても、専門家の協力を得ながら内容を精査の上、情報提供を行う。

各大学等における学生支援の取組状況について、先進的な取組も含め、実態を把握するために、「大学等における学生支援の取組状況に関する調査」を実施する。なお、実施に当たっては、各大学等の協力を得て、実地調査を併せて行う。

さらに、「学生生活調査」や「大学等における学生支援の取組状況に関する調査」等の結果も踏まえつつ、各大学等において生じている喫緊の課題の解決に向けた先進的な取組等の普及を目的とするセミナーを実施する。

また、各種政策課題等、ニーズや優先度などを勘案して、対応が求められているテーマの中から**プロジェクト研究**を実施する。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

年度計画（平成31年3月29日届出）

（2）障害のある学生等に対する支援

障害のある学生等や固有のニーズのある学生が社会で活躍できるように、大学等の支援の充実を図るため以下の施策を実施する。

① 「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」について、調査項目や分析の改善・充実を図る。また、障害学生と大学等との紛争の防止・解決等に関する事例を収集し、公表する。

② 大学等における障害のある学生に対する支援体制**全体の底上げ**を図るため、**体制整備が進まない大学等に対して、理解促進・普及啓発を図る事業**を実施する。また、国が実施する「**社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業**」の**成果を公表し、普及に努める**。

③ 大学等の担当者等を対象として、実践的な支援能力の向上を図る事業等を実施する。また、各大学等で実施する教職員の能力及び資質を向上させるための研修に活用できる資料の検討を進める。

④ 学生等のメンタルヘルスについても、学内外の連携など学生支援の充実、強化に必要な支援事業を実施する。また、各大学等で実施する教職員の能力及び資質を向上させるための研修に活用できる資料の検討を進める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

年度計画（平成31年3月29日届出）

（3）キャリア教育・就職支援

大学等におけるキャリア教育・就職支援の充実を図るため、各大学等の教職員の資質向上や、企業等との産学連携に資する総合的な情報提供等の推進策として、以下の事業を実施する。

① 大学等や企業の担当者等を招き、キャリア教育の先進事例の紹介、大学等、国、地方公共団体及び企業による情報交換会等を行うガイダンスを実施する。

② キャリア教育の先進事例の成果発表や意見交換を通じ、各大学等の取組の共有化を図るための機会を提供する。

③ 大学等におけるインターンシップ推進のための専門人材セミナー実施や、好事例等のキャリア教育の実施状況等に関する情報について収集・提供・発信等を行う。

④ 大学等の行う教育的効果の高いインターンシップが推進されるよう、産業界へ理解・啓発を促す。

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

年度計画（平成31年3月29日届出）

1 業務の効率化

（1）一般管理費等の削減

業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）及び業務経費（奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、中期計画の達成に向け経費節減に努める。また、奨学金貸与業務に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成30年度予算を基準として、平成35年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとする。なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。

（2）人件費・給与水準の見直し

総人件費については、政府の方針及び国家公務員の給与見直しの動向を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に関する検証結果や取組状況を公表する。

（3）契約の適正化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」及びその自己評価について、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会の点検を受けることにより、適正な執行を図る。

2 組織の効果的な機能発揮

業務運営がより効果的・効率的に行えるよう、機構全体としての確・効果的かつ効率的な事業実施体制を構築する。また、地方及び海外における渉外機能の強化等に対応するための体制整備を行う。

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

年度計画（平成31年3月29日届出）

3 学生支援に関する調査・分析・研究の実施

機構や国の施策等に反映させるため、学生生活調査、奨学事業実態調査、外国人留学生在籍状況調査、若手研究者等を活用した公募による調査研究（JASSOリサーチ）等を実施する。

Ⅲ 財務内容に関する事項

年度計画（平成31年3月29日届出）

1 収入の確保等

寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。

2 寄附金事業の実施

寄附金募集に係る広報の取組を強化することによって**一層の寄附金獲得拡大**を図り、これを元に被災した学生、留学生等への支援金の支給、優秀な学生の顕彰等の寄附金事業を適切に実施する。

3 奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施

独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行い、貸倒引当金の適正な評価を行う。

4 予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり

5 短期借入金の限度額

奨学金貸与事業において、学資貸与金の財源とするための短期借入金の限度額は、9,250億円とする。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、54億円とする。

6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画

なし

Ⅲ 財務内容に関する事項

年度計画（平成31年3月29日届出）

7 重要な財産の処分等に関する計画

なし

8 剰余金の使途

決算において剰余金が発生したときは、機構が実施する業務の充実、老朽化対応のための施設整備、不測の事態への対応等に充てる。

IV その他業務運営に関する重要事項

年度計画（平成31年3月29日届出）

1 内部統制・ガバナンスの強化

（1）事業運営への外部有識者の参画

運営評議会など外部有識者で構成される会議等を通じ、機構の事業運営に関し大所高所から助言を得、業務の適切性を確保する。

（2）外部評価の実施

外部有識者で構成する評価委員会より聴取した評価意見を踏まえて、厳格かつ客観的な評価を行う。また、その結果を効率的・効果的な事業の実施に向けた改善に活用する。評価の結果は、ホームページにおいて公表する。

（3）理事会等によるガバナンスの確保

理事会や経営管理会議等理事長のリーダーシップの下で内部統制を推進する体制を整備・運用し、重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する等、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。

（4）リスク管理の推進

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、リスク管理委員会において、各年度のリスク管理実施計画を策定のうえ、各種リスク管理の一層の推進を図る。

（5）コンプライアンスの推進

コンプライアンス推進委員会において、コンプライアンス・プログラムを策定し、以下の取組により、コンプライアンスの一層の推進を図る。

① コンプライアンス職員研修

第4期中期目標期間におけるコンプライアンス職員研修の実施方針に基づき、計画的に研修を実施する。

② 個人情報保護の徹底

個人情報保護について、業務遂行の見直し、研修の改善・充実等により、組織が一丸となって取り組む。

③ 情報公開の適正な実施

情報公開に関する審査基準に基づき、情報公開を適正に実施する。

IV その他業務運営に関する重要事項

年度計画（平成31年3月29日届出）

1 内部統制・ガバナンスの強化（続き）

（6）内部監査の実施

第4期中期目標期間における内部監査の実施方針を定めると共に、その方針に従って計画的に内部監査を実施する。

2 情報セキュリティ対策の推進

情報セキュリティに関する最新動向及び「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成30年7月25日改定）等を踏まえ、情報セキュリティ対策を推進する。また、リスクアセスメント等によりリスクを評価し、必要な情報セキュリティ対策を講じる。

3 広報・広聴の充実

国内外の学生や関係機関、ひいては一般国民に対し、機構の事業及び運営に関する情報を、**SNSやウェブ動画等の新たな媒体も活用**しつつ、よりわかりやすく、かつ迅速、正確に提供する。
また、幅広く国民や関係者の声を把握し、施策に活かすため、平成30年度に実施した広聴モニター等の結果について公表を行うとともに、各事業における業務及び情報提供の改善に活用する。

4 施設及び設備に関する計画

施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。
また、業務継続性と安全性の確保、業務効率の向上等の観点を踏まえ、**市谷事務所再開発整備に向けて策定した基本計画に基づき、基本設計に必要な諸条件の整理に取り組む。**

IV その他業務運営に関する重要事項

年度計画（平成31年3月29日届出）

5 人事に関する計画

（1）方針

- ① 多様かつ優れた人材を計画的に確保するとともに、各職員が能力を最大限に発揮できるよう適正に配置する。
- ② 高度な実務能力と使命感を持った人材の育成を図るため、他機関との人事交流、職員の能力や意識、専門性の向上に重点を置いた研修を充実する。

（2）人事に係る指標

業務量に応じた適正な人員配置を行う。

6 中期目標の期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

7 積立金の使途

前中期目標期間中の繰越積立金については、独立行政法人日本学生支援機構法に定める業務の財源に充てる。